公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

- 不動産取得税関係
- (1)三十一日まで延長することとした。 ある一定の新築貸家住宅に係る課税標準 高齢者の 居住の安定確保に関する法律に規定するサ \mathcal{O} 特例措置 \mathcal{O} 適用 ピ ス付き高齢者 期限を令和 九年三月 向 け 住宅
- (2)である一定の 期限を令 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサ 和 九 年三月三十一日まで延長することとした。 新築貸家住宅の用に供する土地 \mathcal{O} 取得に係 いる税額 E ス付き高齢 \mathcal{O} 減 額措 者 置 向 け \mathcal{O} 適用 住 宇
- (3)とした。 取得に係る税額の \mathcal{O} 工事を行 者の居住 宅地建物取引業者が改修 0 た後、 0 用に供した場合における、 減額措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること 当該住宅 のうち 工事対象住宅 定の 当該宅地建物取引業者によ ŧ \mathcal{O} のを個・ 取得後二年以内 人に対し 譲渡 住宅性能· る当該 当該 個 向 住 人がそ 宅の 改 修
- (4)令和 当該宅地建物取引業者による当該 もに取得したものに限る。 上改修工事を行っ 人に対し譲渡し、 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地 九年三月三十 当該個 た後、 一日まで延長することとした。 当該住宅 人が当該住宅をその者の居住 の取得後二年以内に、 土地の取得に係る税額 のうち一定 のも \mathcal{O} 用に供する土地 \mathcal{O} \mathcal{O} 当該住宅に 敷地 \mathcal{O} 用 \mathcal{O} に供 減 の用に供する土地を個 額措 つい した場合に 置 (当該住宅とと 0 て住宅性能向 適用 お 期 ける、 を
- 2 軽油引取税関係

ることを明確化することとした。 \mathcal{O} 課税に た場合や、 特約業者及び元売業者以外の 9 V 特約業者又は て、 課税標準 から既に軽油引取税等が課された軽油等の 元売業者が軽油を自ら 者が製造し た軽油を自ら消費 消費 した場合に おけ 又は 数量を控除 る軽 他 1の者 引 譲 す 税 渡

- 3 自動車税関係
- (1)以下 又は 般乗合旅客自動 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその 「路線バ ス 等」 という。 車運送事業を経営する者が のうち、 定の 路線定期運行 ンス テ 事業の用 ッププ バ \mathcal{O} に供 用 ス で に する自 初 供す 回新規登録 る自 動 動

三十一日まで延長することとした。 を受けるものに係る環境性能割 の課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月

- (2)環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長す ることとした。 路線バ ス等のうち、 一定のリフト付きバ スで初回新規登録を受け るも のに .係る
- (3)ち、 こととした。 境性能割の課税標準の 般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車 一定のユニバ ・サルデザイ 特例措置の適用期限を令和 ンタクシ で初回新規登録を受けるものに係る環 九年三月三十一日まで延長する のう
- (4)ち、 環境性能割の課税標準 ることとした。 定の乗用車、 衝突被害軽減制動制御装置を備えるも バ ス 又は車両総重量が三・ の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長す \mathcal{O} 五ト で初回新規登録を受けるも ンを超える一定 \mathcal{O} トラ のに係る ツ ク のう
- 4 施行期日等
- (1) 令和七年四月一日から施行することとした。
- ② その他所要の経過規定を置くこととした。

◇半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

事業税、 特別償却設備を新設し、 不動産取得税及び固定資産税の不均 又は増設した者につ 1 課税

び固定資産税の税率の特例措置の適用期限を、 令和九年三月三十一 て課する事業税、 日まで二年延長 不動 産 取得税及

することとした。

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。

◇地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の 部を改正する条例

1 不動産取得税及び固定資産税の課税免除

設の設置の期限を令和十年三月三十一日までとすることとした。 同意の期限を令和十年三月三十一日まで三年延長し、当該課税免除の対象となる施 る促進区域内における不動産取得税及び固定資産税の課税免除の対象となる計画の 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定す

施行期日

令和七年四月一日から施行することとした。